

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月29日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福岡県
3. 市区町村名	北九州市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	54-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/toshi-juutakukanri.html">http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/toshi-juutakukanri.html</a>

執行機関名 北九州市長

地方公共団体が改良住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	北九州市営住宅条例(平成9年条例第34号)による市営住宅等の管理に関する事務であって規則で定めるもの(その他住宅のうち改良住宅に準ずる住宅)
②番号法別表第1の項	35	
③番号法別表第2の項	54	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		北九州市個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第56号)別表第2 第32の項 北九州市営住宅条例(平成9年条例第34号)による市営住宅等の管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	住宅地区改良法第1条	北九州市営住宅条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、不良住宅が密集する地区の改良事業に関し、事業計画、改良地区の整備、改良住宅の建設その他必要な事項について規定することにより、当該地区の環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足る住宅の集団的建設を促進し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。	北九州市営住宅の設置、整備基準及び管理について必要な事項は、 <u>法令に定めるところによるほか</u> 、この条例の定めるところによる。
⑦独自利用事務の関連規範		北九州市営住宅条例(平成9年条例第34条)